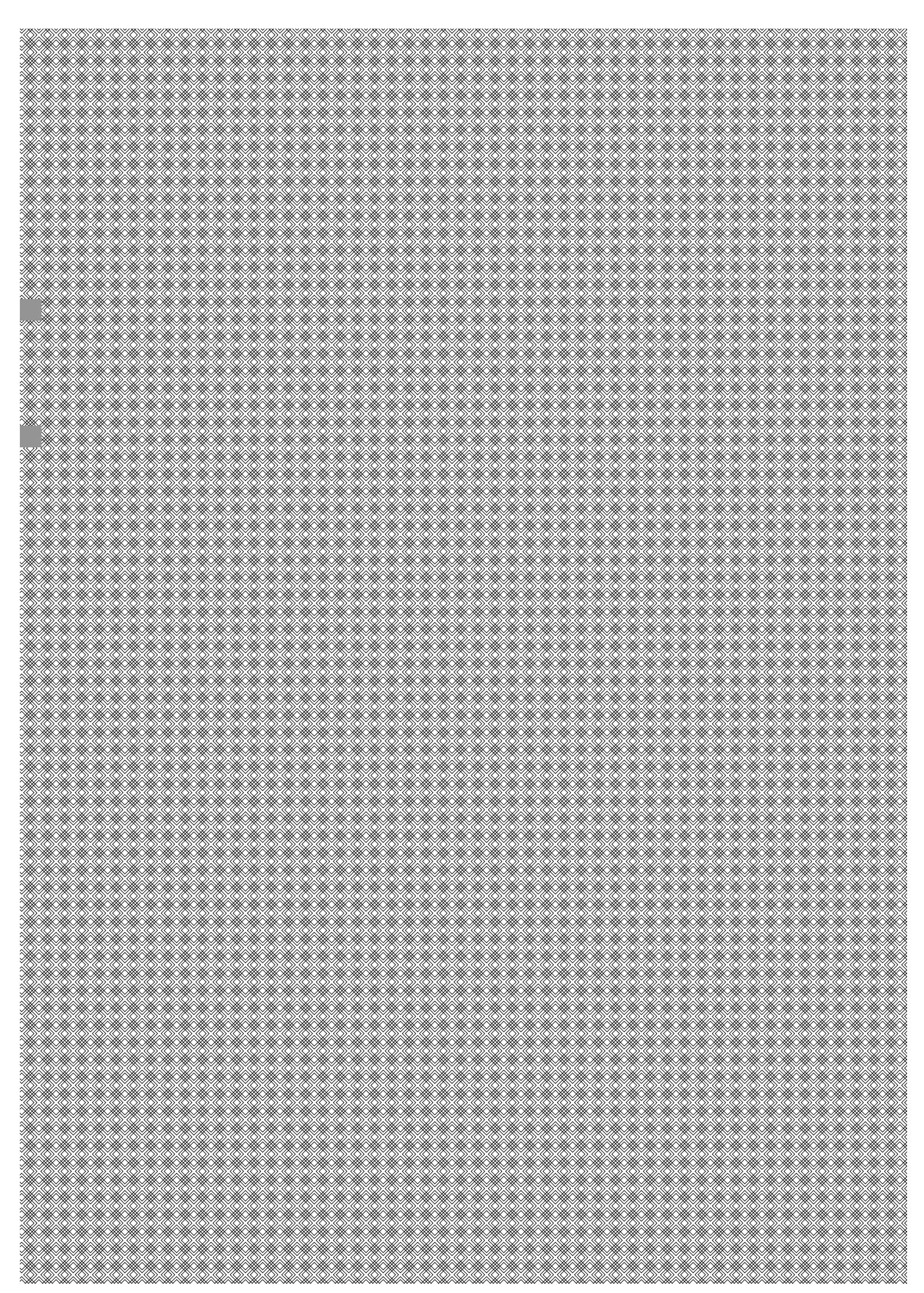


Z—72—K

固定資産税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和4年4月8日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「K1～K6」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



[第一問] — 50 点 —

問 1 固定資産税の課税における都道府県の役割について、網羅的に説明しなさい。

問 2 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例措置について説明した上で、次の(1)～(3)の家屋の敷地に対する当該特例措置の適用について説明しなさい。

- (1) 1階は店舗、2階は住居として使用されている家屋
- (2) 専ら保養の用に供されている家屋
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等

[第二問] — 50 点 —

問 1 次の【資料 I】及び【資料 II】に基づき、Z 市所在の【資料 II】の区分所有家屋の区分所有者 a、b、c 及び d 並びに p に対して課する令和 3 年度分及び令和 4 年度分の固定資産税額について、計算過程を明らかにした上で算出しなさい。なお、税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第 351 条本文の免税点によるものとする。また、a、b、c、d 及び p は Z 市内に他の土地及び家屋を所有しないものとする。

【資料 I】土地(地積 1,600 m²)

- (1) 当該土地は令和元年度の賦課期日までの地目は山林であったが、平成 31 年(2019 年)2 月に地目の変換が行われ、宅地に造成された。その後、令和元年(2019 年)11 月に【資料 II】の区分所有家屋が建築され、同年末までに分譲されたものであり、同年末までに入居は完了し、所要の登記も行われている。
- (2) 当該土地は、区分所有家屋の区分所有者全員によって共有されており、持分の割合は区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る持分割合と一致している。
- (3) 当該土地は、【資料 II】(6)により令和 4 年度の賦課期日において更地となっており、家屋又は建築物の敷地の用に供されておらず、また、住宅用地として使用できないことが市長により認められている。
- (4) d が所有していた当該土地の共有持分については、令和 3 年 9 月に d の姉の孫である p がその全部を取得しており、取得のあった月のうちに所要の登記も行われ、令和 4 年度の賦課期日における所有者となっている。その他の所有者 a、b 及び c が所有していた当該土地の共有持分については、令和 4 年度の賦課期日においても引き続き各所有者が所有している。
- (5) 土地課税台帳に登録された当該土地の価格等の状況は次のとおりである。
 - ① 令和 3 年度分の価格 150,000,000 円
 - ② 令和 3 年度課税標準額

小規模住宅用地	10,000,000 円
非住宅用地	50,000,000 円
 - ③ 令和 4 年度分の価格 144,000,000 円

【資料 II】家屋

- (1) 主要構造部を耐火構造とした 4 階建の区分所有家屋であり、令和元年 11 月に新築された。
- (2) 専有部分の合計床面積は 800 m² であり、共用部分 X の床面積は 300 m²、共用部分 Y の床面積は 100 m² である。なお、共用部分 X は各区分所有者全員の共用に属しており、共用部分 Y は一部共用部分で専有部分 A 及び C の共用に供されている。
- (3) 専有部分 A、B、C 及び D に係る令和 3 年度の賦課期日までの使用状況は次のとおりである(下図)。
 - ① a は 1 階部分の専有部分 A を専有し、これを店舗用(300 m²)として使用している。

- (2) bは2階部分の専有部分Bを専有し、これを店舗用(80 m²)と居住用(120 m²)として併用している。
- (3) cは3階部分の専有部分C₁、C₂及びC₃(C₁、C₂及びC₃は別々に登記されている。)を専有し、それぞれ独立的に区画されたC₁(100 m²)、C₂(50 m²)及びC₃(50 m²)を居住用として使用している。
- (4) dは4階部分の専有部分Dを専有し、これを事務所用(50 m²)と居住用(50 m²)として併用している。
- (4) 家屋課税台帳に登録された令和3年度分の価格は280,000,000円である。
- (5) 各専有部分には、天井の高さ、附帯設備等に程度の差はない。
- (6) 当該家屋は、令和3年11月の地震により全壊した。

共用部分X 300 m ²	D			
	居住用 50 m ²	事務所用 50 m ²		
	C ₁ 居住用 100 m ²	C ₂ 居住用 50 m ²	C ₃ 居住用 50 m ²	共用部分Y 100 m ²
	B 居住用 120 m ²		店舗用 80 m ²	
	A 店舗用 300 m ²			

問2 次の【資料I】及び【資料II】に基づき、X株式会社が所有する償却資産に対して課する令和4年度分の固定資産税について、A市、B市、C市及びD市のそれぞれに納付すべき固定資産税額を計算過程を明らかにした上で算出しなさい。

なお、税率は標準税率とし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

また、設問中の市は全て日本国内に所在するものとする。

【資料I】

- (1) X株式会社は、航空機甲及び航空機乙並びに鉄道丙及び車両丁を所有している。なお、航空機甲及び航空機乙はいずれも日本国籍であり、航空機甲及び航空機乙並びに鉄道丙及び車両丁はいずれも地方税法第389条第1項第1号又は第2号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する航空機並びに鉄道及び車両として指定を受けている。
- (2) 航空機甲の状況
- ① 取得年月日 令和3年5月6日

- ② 取得価額 2,100,000,000 円
 ③ 耐用年数 10 年(法定耐用年数 10 年に基づく減価率 : 0.206)
 ④ 最大離陸重量 200 トン
 ⑤ 航空機甲は、地方税法第 349 条の 3 第 7 項に規定する国際路線に就航する航空機で航空法第 100 条の許可を受けた者が運航するもののうち総務省令で定めるものに該当する。
 ⑥ 就航時間

(単位: 時間)

	令和 3 年(実績)	令和 4 年(見込み)
全就航時間	800	900
国際路線に就航した時間	770	840

- ⑦ 令和 3 年中の寄航実績
 a 空港 : 36 回
 b 空港 : 30 回
 c 空港 : 24 回

(3) 航空機乙の状況

- ① 取得年月日 令和 2 年 8 月 15 日
 ② 取得価額 400,000,000 円
 ③ 耐用年数 8 年(法定耐用年数 8 年に基づく減価率 : 0.250)
 ④ 最大離陸重量 40 トン
 ⑤ 航空機乙は、地方税法第 349 条の 3 第 8 項に規定する主として離島路線として総務省令で定める路線に就航する航空機で総務省令で定めるもののうち、航空法第 100 条の許可を受けた者が当該航空機の所有者であり、かつ、当該許可を受けた者が運航するものに該当する。
 ⑥ 令和 3 年中の寄航実績
 b 空港 : 18 回
 c 空港 : 12 回
 d 空港 : 24 回

- (4) a 空港は A 市と B 市に、b 空港は B 市に、c 空港は C 市に、d 空港は D 市にそれぞれ所在している。なお、a 空港の所在の詳細は次のとおりである。

【a 空港】 (単位: m²)

	A 市所在	B 市所在
飛行場の面積	900,000	600,000
飛行場内の滑走路、誘導路及びエプロンの面積	600,000	400,000

- (5) 鉄道丙及び車両丁の状況
 ① 令和 4 年度分の価格
 鉄道丙 2,000,000,000 円
 車両丁 380,000,000 円

- ② 鉄道丙及び車両丁は地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定による課税標準の特例措置の適用は受けない。
- ③ 令和4年1月1日現在の鉄道の単線換算キロ数は、次のとおりである。

A市	60km
B市	30km
C市	100km
D市	10km

- ④ 令和4年1月1日現在の運行図表に基づく車両の走行キロ数は、次のとおりである。

A市	800km
B市	400km
C市	1,000km
D市	—

【資料II】

- ・ 国際路線に就航する航空機で航空法第100条の許可を受けた者が運航するもののうち総務省令で定めるもの(以下「国際航空機」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機の価格の5分の1の額(国際航空機のうち、国際路線専用機(当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線にのみ就航した航空機をいう。)にあってはさらに2分の1を、国際路線専用機に準ずるもの(当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が100分の95以上である航空機をいう。)にあってはさらに3分の2を当該額に乗じて得た額)とする。
- ・ 主として離島路線として総務省令で定める路線に就航する航空機で総務省令で定めるものうち、航空法第100条の許可を受けた者が当該航空機に係る所有者であり、かつ、当該許可を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税については当該航空機の価格の3分の1の額とし、その後3年度分の固定資産税については当該航空機の価格の3分の2の額とする。ただし、当該航空機のうち、特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機(最大離陸重量が30トン未満の航空機をいう。)に対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機の価格の4分の1の額とする。

(参考)

- 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則(昭和二十八年十二月二十九日總理府令第九十一号)(一部修正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格は、下の表の左欄に掲げる固定資産について、同表の中欄に掲げる市町村に対し、同表の右欄に規定する方法によって配分するものとする。

固定資産	配分を受ける市町村	配分方法
航空機	航空機が就航している定期航空路において寄航する飛行場(当該航空機が水上に離着水する場合にあつては、当該水上の場所を含む。以下同じ。)所在的市町村	1 価格の二分の一を当該航空機が寄航する飛行場に均分し、他の二分の一を当該航空機の寄航回数によつて飛行場にあん分する。この場合において一の飛行場が二以上の市町村にわたるときは、当該飛行場に係る価格の三分の二を当該関係市町村の飛行場の面積によつて、他の三分の一を当該関係市町村の飛行場の滑走路、誘導路及びエプロンの面積によつてあん分する。 2 前項の寄航回数は、当該年度の初日の属する年の前年中に用いられた運航表に基いて算定した年間の寄航回数(前年の中途において運航表の内容に変更があつた場合においては、当該変更前及び変更後の運航表が前年中に用いられたそれぞれの期間に応じて算定した年間の寄航回数)によるものとする。
鉄軌道事業の用に供する償却資産及び専用鉄道に係る償却資産		
一 車両	車両が走行する軌道の所在する市町村	価格の二分の一を当該車両が賦課期日現在において走行すべき路線の所在する市町村における軌道の単線換算キロ数に、他の二分の一を当該車両が賦課期日現在において走行すべき路線の所在する市町村における運行図表に基づく車両の走行キロ数にあん分する。
二 鉄道及び軌道並びにこれらに附隨する償却資産(発電所、変電所及び修理工場に係るものを除く。)	鉄道及び軌道施設が所在する市町村	路線の所在する市町村における鉄道及び軌道の賦課期日現在における単線換算キロ数にあん分する。